

金沢市監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 22 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 前 誠一
金沢市監査委員 源野 和清

1 財務事務監査

(その 1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和 5 年 3 月 9 日
(2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 14 年 2 月 12 日(平成 14 年監査公表第 3 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育所運営費負担金に係る延滞金については、前回監査時（平成 10 年 11 月実施）においても指摘したとおりであるが、今回も延滞金の徴収に関し改善がなされていないので、適正に事務処理されたい。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その 2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和 5 年 3 月 9 日
(2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 20 年 2 月 1 日(平成 20 年監査公表第 1 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金の徴収について、過去にも監査で指摘し改善を求めてきたところであるが、未だに延滞金の徴収がなされていないので、負担の公平性を確保するため、早急に適正を期す必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月11日(平成22年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日(平成24年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日(平成28年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>保育料に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。</p>	<p>保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることによって負担の公平性の確保に努めていく。</p>

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月27日
- (2) 措置を講じた局等 危機管理監危機管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年3月11日(平成27年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>小立野防災広場（児童遊園として使用されている敷地を除く。）について、長年にわたり有効利用されないままとなっているので、売却等も視野に処分方法を早急に検討することが望まれる。</p>	<p>小立野防災広場は、平成19年3月に防災緑地用地として、利用目的を明記して寄附されたため、防災緑地用地として利用することとした。</p> <p>令和3年度に当該広場の所在地である崎浦地区で作成した「金沢市崎浦地区防災計画」において、小立野東町会の一時的避難場所に指定され、年1回の防災訓練を行う場所とされていることから、新たに看板を設置し、一時的避難場所として周知を行った。</p>

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月29日
(2) 措置を講じた局等 教育委員会学校指導課
(3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日(平成21年監査公表第1号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
日本スポーツ振興センター共済掛金に係る保護者負担分の徴収について、学校長を納入義務者とする変則的な取扱いを行っているので、検討のうえ適正を期す必要がある。	取扱いを見直し、保護者を納入義務者とともに、契約に係る事務処理については、保護者から学校長に委任することとした。

2 行政監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年4月14日
(2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課
(3) 監査結果の公表年月日 令和4年7月11日(令和4年監査公表第7号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(2) ホームページへの情報公表について</p> <p>市民協働推進課は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例を所管し、審議会等の会議の公開、委員の要件や会議録等の取扱いなどを定めて運用しており、その状況についてホームページで公表している。このホームページ「審議会等の会議一覧」では107機関が掲載されているが、今回の監査において、各担当課への照会の結果、152機関が設置されていることを確認した。このため、設置の根拠となる法令や目的等を確認したところ、「審議会等の会議一覧」の107機関の中には、審議会等には該当しないと認められるものが含まれていたほか、審議会等に該当するにもかかわらず、公表されていないものがあった。</p> <p>市民の市政への参加、市政の透明性確保の観点から、条例や取扱基準の目的及び趣旨を踏まえ、審議会等についてより一層正確な情報の提供に努められたい。</p> <p>(3) 取扱基準と現状が乖離しているもの</p> <p>取扱基準では、審議会等の委員に市職員を選任しないこと、一人の委員が就任する総数は5を限度とすること、委員の氏名等を公表することに例外を認めていない。しかしながら、一部の審議会等で取扱基準と現状に乖離が見られることから、市民協働推進課においては、運用の一層の適正化に努められたい。</p> <p>一方で、委員の選任に当たって現状と乖離しているものについては、市民の多様な意見を反映させ、委員としてその職責を十分果たすことができるよう、取扱基準を実情に即して見直すなど整理・検討を行うことで、審議会等の運営の適正化を図られたい。</p>	<p>デジタル行政戦略課が審議会等として整理した機関について、ホームページの「審議会等の会議一覧」にて公表した。なお、今後もデジタル行政戦略課と情報共有し、速やかにホームページの一覧に反映させていくこととした。</p> <p>整理された審議会等について実情を把握し、取扱基準を改正した。なお、委員の選任にあたり例外を認める事項については、取扱基準に明記し、運用の適正化を図った。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年4月17日
(2) 措置を講じた局等 総務局デジタル行政戦略課
(3) 監査結果の公表年月日 令和4年7月11日(令和4年監査公表第7号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 審議会等の設置状況の把握について</p> <p>デジタル行政戦略課は、行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項並びに行政組織に関する事項を所管するが、今回の監査で審議会等の正確な設置数を把握していなかった。地方自治法第2条第15項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」と規定されていること及び取扱基準第2項第2号に「5年を目処に継続について再検討し（見直し）、設置の必要性が低下した場合は廃止することとする。」とあることから、審議会等の正確な設置数を常に把握し、審議会等の見直しが随時適切に行われるよう各課への指導を強化するとともに、取扱基準の解釈や運用に差が生じることのないよう方策を講じられたい。</p>	<p>審議会等に関する統一的な運用を図るため、附属機関・審議会等の定義を明確化するなど取扱基準を改正し、設置数の正確な把握に努めることとした。また、予算要求資料等を確認し、各課とヒアリングを行うなど、審議会等の設置に係る指導体制を強化することとした。</p>